

県意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 富士市富士岡複合店舗
- (2) 届出日 令和6年3月21日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届
・ 開店時刻及び閉店時刻

2 審査の結果

県意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく 県の考え方

(1) 交通に係る事項

開店時刻及び閉店時刻の変更に関して審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める県の意見はない。

※ 県意見の審査の対象となるものは変更事項に関するもののみである。